

ても、研究が始まる前であれば、提供をやめることもできます。

4. プライバシーについて

あなた方に提供していただいた精子・卵子・受精卵は、原則として誰から提供してもらったのかはわからないようにして研究に用います。ただ、何歳くらいのひとからもらったかなど、研究に最小限必要な情報はプライバシーを守って研究に使用することがあります。

5. 研究成果の2次的利用（あなたの許可があった場合のみ）

研究の結果わかった事実や、研究の結果えられたタンパク・遺伝子（我々の細胞をつくる部品のようなものです）は、その後の研究に応用されて、使われることがあります。

このような場合、研究に使用する前に改めてあなたの許可を得る必要がありますので、連絡させていただく場合があります。

慶應義塾大学病院 産婦人科

問い合わせ先

相談機関名 :
連絡先（担当者） :
受付時間 :

別添 2. 「生殖医療研究目的の精子・卵子・受精卵等の提供」についての同意書 記入のための説明

「生殖医療研究目的の精子・卵子・受精卵等の提供」についての同意 書記入のための説明

1. この説明書について

この説明書は、生殖医療研究のための精子・卵子・受精卵等の提供（不妊症治療の研究）について説明しています。

不妊症治療の研究には、精子・卵子・受精卵など*が必要です。この説明書をお読みになって、あなたが生殖医療研究に協力の意思があり、精子・卵子・受精卵等の提供にご協力いただけるようでしたら、最後の同意書に署名をお願いできれば幸いです。

(*ここで「精子・卵子・受精卵など」というのは、精子や卵子、およびそれを体外で受精させて育てた受精卵のことですが、これに加えて精子や卵子を直接作ることでできる精巣組織・卵巣組織も含まれます。)

2. 生殖医療の研究について

体外受精をはじめとする現代の生殖医療は、ヒトや実験動物の精子・卵子・受精卵を用いた研究によって発展してきました。今後も生殖医療をさらに有効なものとするためには、ヒトや動物の細胞を用いた研究が不可欠です。

しかし、一方で精子・卵子・受精卵は個体を作る能力をもつため、研究の範囲や管理は厳密に定められている必要があります。また提供者が自分の精子・卵子・受精卵等がどのように研究に使用されるかを知った上で、自発的な意思で同意していただく必要があります。

生殖医療の研究は、将来の不妊治療の発展のために行なわれます。したがって、提供にご協力いただいても、研究の成果が、すぐにいま不妊治療を受けている方々の治療に反映する可能性は低いこともご理解ください。将来の不妊患者さんの治療のために、提供いただけるかどうか、お考えいただければと思います。

3. 研究への協力が自由であること

精子・卵子・受精卵等の提供は、あなたの自由です。研究に協力いただかなくても、あなたの治療は、予定通り行なわれます。治療が変更されたり、

不利になったりすることはありません。あなたの自由意思で提供するかどうかをご判断ください。

また、あとで述べるように一度同意をしたあとでも、研究が施行される前であれば同意を撤回することができます。また不明なところや、ご質問があれば、いつでも、問い合わせ先までご連絡下さい。研究者は、あなたの意向を、最大限尊重いたします。

4. 使用される精子・卵子・受精卵等について

今回、精子・卵子・受精卵等の提供をお願いしているのは、次のような方々です。あなたには今回、_____の方として、お願いさせていただきました。

- ① 人工授精・体外受精等、治療目的で精子を体外に取り出す男性
治療で使用しなかった精子のうち、凍結保存等を希望されず、廃棄を予定されている場合、その精子を提供いただくこととなります
- ② 体外受精等、治療目的で卵子を体外に取り出す女性
 - a) 治療に必要な卵子を、精子と合わせて使用した後、そこで使用されなかった卵子について、凍結保存等を希望されず、廃棄が予定されている場合、その卵子
 - b) 治療に使用する目的で、精子と合わせて使用したが、受精せず、子宮に戻されなかった卵子を、提供いただくこととなります
- ③ 体外受精等、治療目的で、受精卵が体外に存在するご夫婦
 - a) 治療に必要な受精卵を、子宮に戻した後、そこで使用されなかった受精卵について、凍結保存を希望されず、廃棄が予定されている場合、その受精卵
 - b) 治療に使用する目的で培養したが、分割せず、子宮に戻されなかった受精卵を、提供いただくこととなります。
- ④ 泌尿器科疾患の手術・生検等により、精巣（組織）を摘出予定の男性
手術・生検等で摘出した精巣（組織）のうち、診断・治療のために必要な部分を取り除き、なお、残余部分が出て、廃棄が予定されている場合、

その精巣（組織）。

- ⑤ 婦人科疾患の手術により、卵巣（組織）を摘出予定の女性
手術・生検等で摘出した卵巣（組織）のうち、診断・治療のために必要な部分を取り除き、なお、残余部分が出て、廃棄が予定されている場合、その卵巣（組織）。
- ⑥ 性別適合手術により、精巣・卵巣を摘出予定の方
手術・生検等で摘出した精巣・卵巣（組織）のうち、診断・治療のために必要な部分を取り除き、なお、残余部分が出て、廃棄が予定されている場合、その精巣・卵巣（組織）。

⑦その他（ ）

5. 提供に伴うリスクについて

採卵や手術に伴う一般的リスクはありますが、提供に伴う固有の身体的リスクはありません。

研究に同意いただいたことによって、精子・卵子・受精卵の採取方法や、採取個数、手術の切除範囲や手術時間が変わることや、増えることはありません。採取や手術は、あくまであなたに必要な範囲で行なわれます。

精子・卵子・受精卵の提供は、項目4に記したとおり、廃棄予定のものが生じた場合に、はじめて行なわれます。したがって、この文書に同意いただいても、細胞が残らなかつたり、廃棄予定のものがなかつたりした場合には、提供いただくことはありません。

提供いただいた精子・卵子・受精卵は、責任をもって保存され、使用後は丁寧に廃棄されます。詳細は、項目7、8、10、等をご覧ください。

6. 研究の目的（どんな目的で使用されるのか）

精子・卵子・受精卵等を用いた研究には、次のようなものがあります。これらの研究は、すべて、日本産科婦人科学会の精子・卵子・受精卵等を用いる際の取り決め（「ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する見解」）に従って行われます。

- ①精子・卵子細胞をそのまま染色したり、重要な遺伝子やタンパクの検査を行って、受精をさせずに廃棄する

- ②精子・卵子細胞が受精する力を持っているかどうか調べるため、他の人から提供を受けた精子・卵子や、あるいは動物の卵子のなかにいれて、受精をおこして新たに受精卵を作成する研究を行う（後者には、たとえばハムスターの卵子に患者さんの精子をいれて受精能力や遺伝子の正常性を見るハムスター検査などがあります）
- ③受精卵を異なる培養液の中で培養し、どのような条件で培養すればもっとも妊娠率が高くなるかを検討する。

あなたが提供した精子・卵子・受精卵等が実際にどのような研究に用いられるかは、日本産科婦人科学会のホームページ、または提供を受ける医療機関で確認することができます。

* ここでは、生殖医療に関わる研究についてのみ、ご説明しました。他の研究に関心がおありの場合は、ご希望をお知らせ下さい。適切な説明をできる担当者におつなぎします。

他の研究として例えば次のようなものがあります。

- 1) 受精卵から移植医療に有用な胚性幹細胞（ES細胞）をつくる研究
- 2) 着床前遺伝子診断法の開発に関する研究

7. 提供後の精子・卵子・受精卵等の保存について

提供いただいた精子・卵子・受精卵等は、すぐに研究に使用されることもあります。使用されるまでに数年かかることもあります。そのような場合、研究が行なわれるまでは、提供を受けた機関で責任をもって保存します。最長保存期間は5年間です。5年を経過すると、精子・卵子・受精卵は、適正な手続きを経て、丁重に廃棄されます。

保存期間中、精子・卵子・受精卵は、保存する機関で新たな記号を付け、保存機関が指名した管理責任者以外はどなたから提供されたものか分からないかたちで保存されます（連結可能匿名化）。

8. 研究使用後の精子・卵子・受精卵について

受精卵を作成・使用する研究の場合、受精卵を研究に使用できる期間は2週間と定められています。研究に使用された精子・卵子・受精卵等は研究終了後、原則として廃棄されます。また、研究を通して得られたDNA等の試料・情報についても、原則として廃棄されます。

ただし、あなたの許可が得られた場合には、研究終了後も、次の新たな研究のために、あなたの試料・情報を活用させていただきます。その際はあらためて保存機関があらためてあなたに同意をとることが必要であり、同意がとれない場合にはいかなる場合も他の研究に使用することはありません。

9. 同意の変更・撤回等

研究目的での提供に同意しても、実際に研究に使用するまでの間であれば、いつでも同意を撤回することができます。同意を変更したい場合、あなたの精子・卵子・受精卵等を保管しているセンターに、同意を行った本人が文書で連絡することが必要です。

またご夫婦が研究のための提供に同意した場合、あなたのパートナーがその同意の変更を希望した場合には、たとえあなたが希望しても受精卵は研究に使用、あるいは保存することができなくなります。

10. 研究成果の公表と個人情報の保護

あなた方の協力によって得られた研究の成果は、あなた方の氏名など個人を特定する情報が明らかにならないようにした上で、不妊症治療の発展のために学会発表や学術雑誌等で公に公表される可能性があります。

11. 知的所有権について

提供いただいた精子・卵子・受精卵を用いた研究によって、新たな知見や、特許権等が生じる可能性があります。その権利は、研究者に所属します。

12. 問い合わせ先

研究に同意して頂く際に、1) どのように精子・卵子・受精卵等が利用されるのかを説明すること、および2) あなたが誰か医師以外の中立的な立場の人（カウンセラー）にこれを相談したいと思った場合にその機会と場所を提供することは、提供を受ける医療機関の責任です。説明をもっとしてもらいたい場合、あるいは相談をしたい場合、ご遠慮なく担当医師、または下記相談機関の担当者にご相談下さい。

とくにご自分の治療を施行する医師に聞くのは自分の不利益になるのではないか、あるいはなんとなく尋ねにくいと覚えることがあるかもしれません。その場合、下記の担当者はあなたが希望しなければ、相談があったことを担当医にも知らせませんので、安心してご相談下さい。

相談機関名

連絡先（担当者）

受付時間

別添3. 生殖医療研究目的の精子・卵子・受精卵等の提供についての同意書
(精子・卵子等用)

生殖医療研究目的の精子・卵子等の提供についての同意書

私は不妊症治療を発展させるための研究に、私の「 _____ 」を提供することについて、
説明文書を用いて説明を受け、下記の項目のそれぞれについて十分理解しました。

説明を受け理解した項目 (□の中にご自分でレを付けて下さい。)

- 1. この説明書について
- 2. 生殖医療の研究について
- 3. 研究への協力が自由であること
- 4. 使用される精子・卵子・受精卵等について
- 5. 提供に伴うリスクについて
- 6. 研究の目的
- 7. 提供後の精子・卵子・受精卵等の保存について
- 8. 研究使用後の精子・卵子・受精卵について
- 9. 同意の変更・撤回等
- 10. 研究成果の公表と個人情報の保護
- 11. 知的所有権について
- 12. 問い合わせ先

その上で私は、提供する精子・卵子等が不妊症治療のための研究に使用されることに同意します。

はい いいえ

提供される医療機関名；

平成 年 月 日

住所 _____

提供者氏名 _____ 印

医療機関説明者 _____ 印

別添 4. 生殖医療研究目的の精子・卵子・受精卵等の提供についての同意書
(受精卵等用)

生殖医療研究目的の受精卵の提供についての同意書

私は不妊症治療を発展させるための研究に、私の「」を提供することについて、
説明文書を用いて説明を受け、下記の項目のそれぞれについて十分理解しました。

説明を受け理解した項目（□の中にご自分でレを付けて下さい。）

- 1. この説明書について
- 2. 生殖医療の研究について
- 3. 研究への協力が自由であること
- 4. 使用される精子・卵子・受精卵等について
- 5. 提供に伴うリスクについて
- 6. 研究の目的
- 7. 提供後の精子・卵子・受精卵等の保存について
- 8. 研究使用後の精子・卵子・受精卵について
- 9. 同意の変更・撤回等
- 10. 研究成果の公表と個人情報の保護
- 11. 知的所有権について
- 12. 問い合わせ先

その上で私は、提供する受精卵が不妊症治療のための研究に使用されることに同意します。

はい いいえ

提供される医療機関名；

平成 年 月 日

住所 _____

提供者氏名（夫） _____ 印

提供者氏名（妻） _____ 印

医療機関説明者 _____